

○仙台市森林等における火入れの規制に関する条例施行規則

昭和五九年六月一三日

仙台市規則第三八号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市森林等における火入れの規制に関する条例（昭和五十九年仙台市条例第二十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(許可申請の手続)

第三条 火入れの許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した火入許可申請書二通を市長に提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 火入地の所在及び面積
- 三 火入地の所有者又は管理者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 四 火入予定期間
- 五 火入れの目的
- 六 火入れの方法
- 七 火入従事者の人数、防火帯の延長及び幅員その他の防火設備の計画
- 八 火入責任者の住所及び氏名

2 前項の火入許可申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 火入地及びその周囲の現況並びに防火設備の位置を示す見取図
- 二 申請者が請負又は委託の契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、当該契約を証する書面
- 三 前号に掲げる場合以外の場合で、火入地が申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書

(火入許可証の交付等)

第四条 市長は、火入れの許可をするときは、火入許可証を申請者に交付するものとする。

2 市長は、火入れの許可をしないときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(火入許可証の所持義務)

第五条 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

(火入許可証の返納)

第六条 火入者は、火入れを終了したとき又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに市長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入れの通知)

第七条 条例第七条に定める火入れの通知は、書面をもって行うものとする。

(消防署長への通知)

第八条 市長は、火入れの許可をしたときは、直ちに火入地を管轄する消防署長にその旨を通知するものとする。

(実施細目)

第九条 この規則の実施細目は、経済局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。